

寄せられたご意見と回答(令和6年10月受付分)

令和6年10月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 平和の森アスレチックにつきまして

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□とても楽しい場所によく利用している。</p> <p>今回、一寸法師のところで1時間以上待ち時間があったのと、小さなお子さん一人で一寸法師をしていたご家庭も散見され、沖に出て身動き取れないお子さんも複数みられ、長時間の待ち時間の原因にもなっていると思う。可能であれば、係の者は水に入れる服装をして1名を水辺に配置し、上手く漕げないお子さんや、水上で孤立しているお子さんの桶を手で押して進ませてあげる等のサポートと行列解消のための対策・工夫を取ってもらえると、皆が大変気持ちよくスムーズに利用できるのではないかと思った。</p> <p>■年間を通じて土日祝は利用者が多いため、池の周りに作業員を配置し、安全に努めている。また、混雑が予想されるゴールデンウィークの際には、スムーズな利用と安全対策のために池の中にも作業員を増員している。</p> <p>ご提案いただいた内容については、今後利用状況等の調査を行い、引き続き注視していく。</p>	地域基盤整備第一課 地域基盤整備担当 電話 03-5764-0643

2 蒲田近辺の居住者のごみ集積所について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□区内某所では、ごみの日（特に可燃ごみ）はほとんどの集積所でカラスに食い破られ散乱している。資源ごみの日もあまりきれいとは言えない状況。</p> <p>散らかされないよう厳重に包んでネットも掛けているが、散らかる状況について、何かしら罰則なり規則はないのか。植え込みにもタバコや空き缶などごみを置かれることがある。</p> <p>■原則</p>	蒲田清掃事務所 作業（蒲田地区）担当 電話 03-6451-9535

<ul style="list-style-type: none">・集積所は区（清掃事務所）が指定しているものではない。・集積所は基本的に、ごみを出す方と敷地前を集積所として提供（承認）した方、集積所を管理している方々の合意（同意）で成り立っている。・ご利用いただいている方同士で、マナーや役割等をお決め頂いている。 <p>清掃事務所での対応としては、排出ルールを守っていただけない方には排出物調査を行い、個人が特定できた場合は個別にリーフレット等を活用し指導を行う。</p> <p>また、継続的にパトロールや排出指導、近隣の店舗等に注意喚起のビラの配布を行う予定。</p> <p>区では、防鳥ネットの貸し出しも行っている。今後も必要な方にご利用いただけるよう、併せて正しい利用方法についても広報していく。</p>	
--	--